

外機密

(52)

大日本帝國政府及「ドイツ」國政府（「イタリア」國政府）ハ左
ノ通宣言ス
兩國政府ハ相互ノ完全ナル合意ニ依ルニ非サレハ共同ノ敵
ニ休戰及講和ヲ爲ササルヘキコトヲ約ス
右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本宣言
書ニ署名調印セリ
昭和十六年 月 日 即チ千九百四十一年（「フアシスト」
曆二十年） 月 日 於テ日本文及「ドイツ」文

S. 1.7.0.0 - 51

455

宣言案

單獨不講和ニ關スル宣言書案

敵國タルアメリカ合衆國
及英國、ソ連、トルコモ

電信寫

外機密

日本國政府ハ前記合衆國政府ト關係ヘテ大牛年ノ
立止ントスルハ其ノ爲ニハ必要ナレタリ
伊テ前記政府ハ其ノ合衆國政府ヲ援助ノ爲メ
其ノ安シヲ望ムスルモ安シニ望ムルヲ望ムルノ
合衆國政府ニ通言スルヲ其ノ爲メナリ

S. 1.7.0.0 - 51

454

「イタリア」文）ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

S 1.7.0.0 - 51 455-1

REEL No. A-1213

0504

アジア歴史資料センター